

Ⅱ 帳票類の整備・報告等

1. 事故の記録
2. 事故報告書
3. 速報
4. 緊急時対応マニュアル
5. 運転者台帳
6. 車両台帳
7. 事業報告書・事業実績報告書について

1 事故の記録

貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第67条第2項に規定する交通事故(人の死傷若しくは物の損壊)又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故(17ページの事故)があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

なお、事故記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名
- (6) 事故の概要(損害の程度を含む。)
- (7) 事故の原因
- (8) **再発防止対策 ※重要**

重 要

事故の記録として、事故の状況、発生原因等を的確かつ具体的に記録することで、同種事故の再発等、事故防止に役立ちます。また、運行管理者は、事故発生時点において推定される直接的原因のみならず事故の要因と認められるものを正確に把握し、諸々の要因について総合的に事故原因を究明し、**再発防止**に努める必要があります。

2 事故報告書

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、次ページの各種重大事故があった場合には、30日以内(自動車事故報告規則第2条各10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条15条に掲げる事故にあつては当該指示があった日)に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して3通を運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に届出しなければなりません。

3 速 報

運送事業者は、その事業用自動車は、次の各号のいずれかに該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、24時間以内においてできる限り速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければなりません。

この場合は、速報を受ける支局の記録用紙に則して必要な事項を必ず報告してください。(記録様式は、18ページの「自動車事故速報」を参照。)

- (1) 2人以上の死者を生じたもの
- (2) 5人以上の重傷者を生じたもの
- (3) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (4) 自動車に積載された危険物の全部もしくは一部が飛散、又は漏洩したもの(自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
- (5) 酒気帯び運転を伴うもの
- (6) 社会的影響が大きなもの

根拠法令



貨物自動車運送事業法第24条(事故の報告)
道路運送車両法第41条(自動車の措置)
自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)、第4条(速報)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)

4 緊急時対応マニュアル

国土交通省は、我が国の危機管理意識の高まりに対応し、迅速な行政対応によって類似事故を未然に防止することで、事業用自動車における事故削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示(平成21年国土交通省告示第1224号)を制定し、緊急時対応マニュアルを作成しました。緊急時対応マニュアルでは、以下のとおり事故と事件を区別して対応することとなっています。

(1) 速報の対象となる事故

① 特定重大事故

- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故(自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたもののうち、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものに限る。)
 - ア 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - イ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ウ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - エ シアン化ナトリウム又は毒薬及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - オ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

② 重大事故

- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない。)を生じた事故
- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものを除く。)
 - ア 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - イ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ウ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - エ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - オ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき



速やかに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX(又は電話)により速報

③ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故



直ちに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、国土交通省自動車局環境政策課へ F A X (又は電話)により速報

(2) 速報の対象となる事件

① 特定重大事件

- ・ 施設の不法占拠
- ・ 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ・ 核・放射性物質、生物又は化学剤の散布
- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき



直ちに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へ F A X (又は電話)により速報

② 重大事件(特定重大事件以外の次の事件)

- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

③ 事件予告

- ・ 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為



速やかに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へ F A X (又は電話)により速報

根拠法令



自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示(平成21年国土交通省告示第1224号)

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

①-(1) 転覆事故

自動車は道路上において35度以上傾斜したとき



①-(2) 転落事故

自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき



② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの



③ 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの
(14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等)



①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災を起こしたとき



①-(4) 接触事故

鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの



④ 10人以上の負傷者を生じたもの



⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物重塩素酸塩類等)
- 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス(常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
- 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの



⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの



⑨ 救護義務違反があったもの



⑩ 車両故障に起因して運行できなくなったもの (自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により自動車の運行ができなくなったもの)



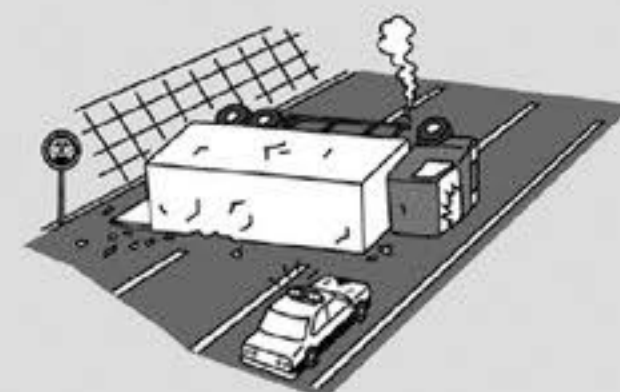
⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)



⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの



⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの



⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

〔自動車事故速報〕															(第 報)			
〇〇〇 運輸支局長															発信者: 株式会社 〇〇〇〇運輸 受信者: 受付: 平成〇〇年 〇月 〇〇日 6時30分			
日時	平成〇〇年 〇月 〇〇日() 6時〇〇分										天候	晴				道路名	〇〇高速道路 〇〇線 .kp	
場所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇高速道路 〇〇線																	
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死者	重傷	危険物(飛散・漏洩)	その他(車輪脱輪)							
損害	死者: 人		重傷者: 2人		軽傷者: 1人		物的損害: 不明 万円			車両の損害: 不明 破()								
第一当事者	事業者名		株式会社 〇〇〇〇運輸						業 態 等		車名・型式・年式							
	登録番号		〇〇-あ 〇〇〇〇								大型トラック							
	運転者		〇〇〇〇		年齢 30才		経験 6年		本務・臨時		定 員		当時:					
	他()				年齢 才		経験 年		本務・臨時		積載量		最大: 7t					
第二当事者	事業者名		飲食店経営						業 態 等		車名・型式・年式							
	登録番号										乗用車							
	運転者		〇〇〇〇		年齢 60才		経験 年		本務・臨時		定 員		当時:					
	他()				年齢 才		経験 年		本務・臨時		積載量		最大:					
道路	幅員	勾 配			直・曲の別				路面の種類				路面の状態			積 雪		
	m	平	上	下	直	右	左	交	ル	ア	イ	コ	砂	そ	乾	湿	凍	cm
転落	追越・行違・退避・単独				正立・横転(乗降口: 上・下)・逆転				路肩危険指定				車両制限令の指定					
	落差: m		場所:		水深: m		傾斜: 度		有・無									
踏切	種別: 第 種	幅員: m		見通し: m		勾配:		制限等:										
一般事項	危険認知の速度: km/h				当該道路の最高制限速度: km/h				危険認知距離 m									
事業者	所在地:								保有車両数: 両(両)									
	代表者名:								運行管理者:									
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。) 〇〇 高速道路 〇〇線 走行中、右後輪が突然外れホイールの 付いたまま、中央分離帯を越えて、反対側車線に飛び出し、走行してきた 乗用車のフロントガラスに衝突したものの。 運転者、同乗者は負傷しています。 走行帯 乗用車 〇〇 追越走行帯 追越・走行帯 〇〇 脱輪 〇〇																		
指示事項	推定原因																	
	備 考																	

※ 24時間以内に運輸支局長に報告すること。

© 複製製 運輸文研社 03(3861)0291

(注) この記録の作成は、事故発生後30日以内とし、この記録簿は3年間保存すること。

●記入例(裏)

運転者氏名	〇〇 〇〇	本務臨時	年 齢	〇〇 才 〇 月 〇 日	採用 〇〇 年 〇 月 〇 日	経験 〇 年 〇 月 〇 日	運転者としての選任	〇 年 〇 月	助手名	
運転者の状態	事故以前1か月間に 出勤しなかった日数	〇 日	乗務開始から事故発生 までの乗務距離	〇〇 Km	過去3年間の事故の状況		過去3年間の事故件数 〇 件			
	最近出勤しなかった日から 事故日までの勤務日数 及び乗務距離	〇 日 〇 Km	乗務開始から事故発生 までの乗務時間	〇 時間	過去3年間の道路交通法 の違反状況		過去3年間の違反件数 〇 件			
免許証の種類	1.大型二種 2.大型 3.けん引 4.普通二種 5.普通 6.その他	免許番号	〇〇〇 〇〇〇〇		免許証有効期限	〇〇 年 〇 月 〇 日		免許に付された条件 ① 無 (眼鏡)		
過去3年間の 適性診断の受診 及び所見	① 有 2. 無	交替運転者の配置	1. 有 2. 無 (交替後の乗務の時間及び乗務距離)		時間		Km			
	最近の実施年月日	実施機関名	所 見 の 概 要							
最近の健康診断 の受診状況	〇 年 〇 月 〇 日	〇〇 病院	やや小生急なところがあるので慎重に							
事故に関する 教育の実施状況	〇 年 〇 月 〇 日	(定期)臨時・特別・部外	内容							
	年 月 日	定期・臨時・特別・部外	内容							
当該運転者 に対する処置	当該運転者に対する指導及び注意事項等 について書きます。					再発防止のためにとった又はとる予定の措置 を書きます。				
この欄は現場の 写真・適性診断 診断書・保険関係 などの写しの貼付 等に利用してくだ さい。	事故原因の一覧表					運転者の健康状態				
	業務管理 1 資格要件に関する違反者の使用 2 安全及び業務の規律に関する監督不良 3 飲酒、疾病、疲労運転者の就業 4 乗務員の休養に関する管理不足(拘束時間又は乗務時間の不適切) 5 乗務員の休養に関する管理不足(休養施設の不良) 6 交替運転者の配置不履行又は確認不良 7 その他 運行管理 8 危険物積載者の運送引受又は継続の拒絶不履行 9 点呼不履行 10 点呼における確認及び指示の不適切又は不履行 11 異常気象時における危険防止の指示不良又は不履行 12 遅延原因の調査の不適切又は不履行 13 関係法令の遵守の監督、監督の不良又は不履行 14 乗務員に対する輸送の安全確保に関する指導・監督不良又は不履行 15 運行計画(ダイヤ)の不適切 16 無免許(無資格)運転の命令容認 17 過積載運行の命令容認 18 速度超過の命令容認 19 その他 路線管理 20 降車誘導踏切の指定不適切又は不履行 21 踏切危険箇所の指定不適切又は不履行 22 路線状況の把握不十分又は不履行(運転基準図又は乗務 基準の作成不履行を含む。) 23 経路の事前調査不履行 24 その他 車両管理 25 整備管理体制の不備 26 点検施設の不備 27 応急用具の備付不履行又は確認不良 28 非常信号用具の備付不履行又は確認不良 29 消火器の備付不履行又は確認不良 30 その他 その他 31 施設、設備の不良 32 その他 乗務員の状態 33 資格要件に関する違反(無免許) 34 同上 (その他) 35 疾病時の乗務 36 疲労時の乗務 37 居眠運転 38 飲酒時の乗務 39 薬物使用時の乗務 40 その他					運転操作 41 突進運転 42 乗務中の雑談 43 脇見運転 44 乗務時の通告不履行又は確認不履行 45 発車時の安全確認不良又は不履行 46 発車時の警音器吹鳴不履行又は不適切 47 運転環境不良時の運行中止不履行 48 事業者からの指示不履行 49 歩行者に対する不注意 50 最高速度制限の不履行 51 最低速度制限の不履行 52 安全速度の不履行 53 車間距離不適切 54 進行区分帯通行不履行 55 右側走行 56 他車の直前直後横断 57 安全地帯乗入れ 58 信号無視 59 一時停止又は徐行不履行 60 悪路における運転操作不適切 61 下り坂運転不注意 62 追越不適切 63 行進不適切 64 退避不適切 65 転回不適切 66 路肩乗入れ 67 駐車操作不適切 68 後退方法不適切 69 後退時の誘導無視 70 踏切通過時一旦停止、安全確認不良 71 踏切通過時車掌等の誘導無視 72 踏切通過時安全装置の操作 73 運転操作粗悪 74 操作未熟 75 左折、右折不適切 76 制動操作不適切 77 無理な制込み 78 携帯電話の操作 79 ナビゲーションシステム等車載機器の操作 80 漫然運転 81 その他 応急処置 82 消火器の取扱い不熟練 83 非常信号用具等列車防護手配の不履行又は不適切 84 非常信号用具の取扱い不熟練 85 その他				
速報 報告義務	〇 月 〇 日 〇 時 〇 分					重大事故 〇 月 〇 日提出済				
速報 受 付 者	運輸局 〇〇 運輸支局 〇〇					事故取扱 〇〇 警察署 〇〇				
	受付者氏名 〇〇 〇〇					交 通 課 TEL 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
	TEL 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					TEL 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				

この記録簿は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)及び
自動車事故報告規則を基に作成してあります。また、軽微な事故でもこの様式を用
いて確実に記録し、事故原因をつかみ、事故の撲滅に努めましょう。
なお、この様式は重大事故報告書と重複する箇所がありますので、重大事故報告
書の控え又はコピーを張り付けて保管すると便利です。
規則によりこの事故記録簿の保存期間は3年間です。

別記様式（第3条関係）

（表）

自動車事故報告書			
国土交通大臣 殿		自動車の使用者の氏名又は名称 宮城東北運輸株式会社 住 所 宮城県仙台市若林区卸町5-8-3 電話番号 022-238-2721 令和 2年 4月 30日 提出	
☆発生日時 令和 2年 4月 20日 22時 30分 天 候 1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		☆道路名 国道 4号線	
☆発生場所 宮城 都道府県 仙台市 区市郡 若林 区町村 2020-4番地		☆自動車登録番号 又は 車両番号	
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		宮城 1 0 0 あ ○○ 宮城 1 0 0 あ ○○○	
☆当時の状況 当該運転者は、__時に出勤して日常点検を実施し、__の行う乗務前点呼を受け、__に 行くため__時に出庫した。午後__に〇〇に到着して荷物を積み込み、午後__に宮城県名取市 へ向かうため約60km/hで走行中に、当該場所（交差点の場合は、交差点名称）にさしかかる __m前で__を発見__を促したが、__ 間に合わず__と接触又は（衝突）__を負傷（又は死亡）させた。			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置	家族、警察、勤務先等への連絡、死者又は負傷者にとった処置、 病院への収容状況、旅客、積荷等への処置を記入する。		
☆事故の原因	警察の調書、ドライバー及び目撃者の証言等を参考に記入する。 事故を誘発した背後の原因も究明する。 （例）管理の不適切、道路状況の不良、勤務状況の不良等		
☆再発防止 対 策	事業者として実施した事を具体的に記入する。		
※備 考	何も記載しない		

（日本工業規格A列4番）

(裏)

事故の種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切突	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他
	☆発生順						1									
	☆転落の状態	落差	m		水深		m									
	衝突等の状態	1 正面衝突		2 側面衝突		3 追突										
	☆車名	☆型式	☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年											
	〇〇〇	ADG-〇〇〇〇〇														
	〇〇〇	EF〇〇〇〇														
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 ⑤一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他) 6 特定貨物		2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種												
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他												
	種別	①普通		2 小型		3 その他										
当該自動車	☆乗車定員	2 人		☆当時の乗車人員		1 人										
	☆最大積載量			☆当時の積載量												
		kg				kg										
		kg				kg										
	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無										
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無										
	貨物の内容	1 土砂等		②長大物品等		3 コンテナ										
	積載の有無	1 有		②無												
	種類	1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス										
	☆品名及び積載量又は放射能の量	品名		() kg, l		() Bq										
道路状況	種類	①道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等)		②その他の場所												
	☆道路の幅員	①平たん		2 上り		3 下り										
	道路の形態	①直線		2 右曲り		3 左曲り										
	路面の状態	1 乾		②湿		3 積雪		4 氷結								
	警戒標識の設置	1 有		②無		☆当該道路の制限速度		km/h								
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き												
	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)														
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	〇〇〇〇〇〇														
	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	①有		2 無												
	運送形態	1 下請運送		②その他												
営業所及び運行等	☆荷送人の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇〇〇														
	☆荷受人の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇〇〇														
	☆再発防止対策															
	☆危険認知時の速度	60 km/h														
	☆危険認知時の距離	20 m														
	☆スリップ距離	5 m														
	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回		②直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流		3 直進 (定) 6 右折 9 停車 12 その他										
	道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道 4 路側帯 ⑥交差点 8 トンネル		2 歩道		3 横断歩道 5 路肩 7 バス停留所 9 その他										
	死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転		2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 踏切 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他												
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 3 動力伝達装置 6 車軸 10 燃料装置 13 連結装置 16 窓ガラス 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 25 内圧容器及びその附属装置 27 その他		2 速度抑制装置 4 車輪 (タイヤを除く) 7 操縦装置 11 電気装置 14 乗車装置 17 騒音防止装置 21 警音器 24 消火器 26 運行記録												
乗務者	☆氏名	〇〇 〇〇														
	☆年齢	58 才														
	☆経歴年数	18 年		5 月												
	本務・臨時の別	①本務		2 臨時												
	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	8 日														
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	2 時間 100 km														
	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	勤務日数 乗務距離		4 2000												
	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
	シートベルトの着用状況	①着用		2 非着用		3 非装備										
	☆交替運転者の配置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離)		②無												
車掌	☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数)		1 件												
	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数)		3 件												
	☆過去3年間の適性診断の受診状況	(過去3年間の受診年月日)		1 年 5 月 10 日												
	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日)		1 年 9 月 15 日												
	本務・臨時の別	1 本務		2 臨時												
	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
	☆運行管理者	氏名		東北 弘		宮城 智										
	運行管理者資格者証番号	東宮貨物第〇〇〇〇号		東山貨物第〇〇〇〇号												
	☆損害の程度	◆死亡		1 人 (うち乗客)												
※事業者番号	◆重傷	1 人 (うち乗客)														
	◆軽傷	1 人 (うち乗客)														
	原則医師の診断結果に基づき記入する。															
	「死亡」とは事故発生後24時間以内に死亡した場合															
	その他の場所とは、構内、営業所等、一般交通の用に供しない場所															
	幅員は路肩部分を含め、歩道、車道の区分があるときは車道の幅員を書きます。警察に聞いて書くとも良い。(すぐ調べられる。)															
	事故の種類を○で囲む。2種類以上の事故の場合、最も大きな被害が発生した事故の種類とする。															
	2種類以上の事故が併発した場合にその発生順序を記入する。															
	行先地、経過地、休憩地点及びそれぞれの予定時刻、交替運転者の配置、交替の状況等を書きます。															

※運転者の健康状態に起因する事故の場合、別表2に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。

※車両故障に起因する事故の場合、別表3に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。

((注))

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき(9に該当する場合を除く。)
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けている者(以下「旅行者等」という。)である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行者等の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送 全規則(平成2年運輸省令第22号)第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

別表2

運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1 事業者	(1) 氏名又は名称及び住所		3 当該運転者に関する事項	(1) 健康状態の把握状況	①健康診断の受診状況	
	(2) 営業所の名称及び住所				②注意事項精密診断(検査)の状況	
	(3) 事業の種類				③加療の状況	
	(4) 営業所の運転者数及び車両数			(2) 勤務等の状況	①最近1ヶ月間の勤務状況	
2 事故等の概要	(1) 発生年月日				②常務調整等勤務上の配慮の状況	
	(2) 発生場所					
	(3) 道路の状況	①道路名			(3) 当日の点呼執行者及び関係者の所見等	
		②幅員				
		③勾配				
		④道路の形態等				
	(4) 車両	①登録番号		4 当該事業者所属運転者にかかる事項	(1) 健康管理の指導状況	
		②車名				
		③型式			(2) 健康上の要注意者の状況	
		④年式				
	(5) 運転者	①氏名			(3) 健康上要注意者に対する管理状況	
		②年齢				
		③経験年数				
		④採用年月日				
		⑤選任年月日				
(6) 事故の状況 (当日の運行状況を含む)			5 当該事業者における健康状態に起因する事故防止対策の現状と今後の改善			
(7) 損害						
(8) 推定原因			6 当該事業者における同種事故の発生状況 (過去3年間)			
(9) 事故処理の状況						

別表3 車両故障事故現場報告書添付票

自動車検査証の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離		km	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施 行 期 日	年 月 日	
	施 工 者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称			前 後 左 右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者(不明の場合は 販売者)の氏名又は名称及び住所			
疲労又は急進破壊の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

5 運転者台帳

(1) 目的

運転者台帳は、運転者の交通事故歴・健康状態・適性診断受診状況等を把握し、効果的な事故防止対策を行う事を目的としたものです。事業者、運行管理者は、運転者ごとに次に掲げる事項を記載し、所定の写真を貼付した一定の様式の運転者台帳を作成し、これを運転者の所属する営業所に備えて置かなければならない。

(2) 作成・保存

事業者は、運転者が転任、退職、その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

また、作成・保存は、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができます。

- ① 作成番号及び作成年月日
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
- ④ 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
- ⑤ 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - ア 運転免許証の番号及び有効期限
 - イ 運転免許の年月日及び種類
 - ウ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- ⑥ 事故を引き起こした場合(※1)又は道路交通法第108条の34(使用者に対する通知)(※2)の規定による通知を受けた場合はその概要
- ⑦ 運転者の健康状態(※3)
- ⑧ 安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)(※4)の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
- ⑨ 運転者台帳の作成前6ヵ月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景の写真

重 要

運転者として常時選任できない者

- ア 日々雇入れられる者 イ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
ウ 試みの試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

※1 ①「事故を引き起こした場合」とは

道路交通法第67条第2項に規定する事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいいます。記載の判断は、事故の発生に最も大きな責任を有する(第一当事者)場合のみとし、第二当事者以下は記載する必要はありません。また、運転者が、第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、判断を保留する旨を記載し、後日判断した時にその旨を記載するとともに、根拠となった資料の写しを添付します。

②「事故を引き起こした場合」には

当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要(損害の程度を含む。)を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等、容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

※2 道路交通法第108条の34(使用者に対する通知)とは

運転者が、道路交通法違反等を行ったとき、事業者の責務によって生じたものと認められた場合、公安委員会から事業者に対して行われる違反内容の通知のことをいいます。

※3 運転者の健康状態

運転者の健康状態は、労働安全衛生規則第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票、又は同規則第51条の4に基づく健康診断結果の通知の写しを添付します。

※4 安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)とは

次の運転者に対して、自動車の運行の安全を確保するために、「特別な指導」と「適性診断の受診」を受けさせることをいいます。

- ① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ② 新たに雇い入れた者
- ③ 高齢者(65歳以上の者)

根拠法令



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5(運転者台帳)
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第9条の5
(運転者台帳)

乗務員台帳 運転者台帳 (労働者名簿)

①	運転者
2	職員
3	整備士
4	その他()

(注) 該当職種の番号に丸をつけ
分類保存すること。

事業者名 ○○運輸 株式会社

営業所名 本 社 営 業 所

追番で記入してください。解任運転者(退職者等)の番号は欠番で構いません。

選任年月日は、入社後、一定の初任教育を実施した後、事業用自動車の運転者として選任された年月日を記入する。

作成年月日	○○年 ○○月 ○○ 日	作成番号	○○		
ふりがな	おろしまち いちろう		性 別	生年月日	
氏 名	卸町 一郎		男 女	○○年 ○○月 ○○日	
現住所	宮城県仙台市卸町○丁目○番○号		雇入月日	○○年 ○○月 ○○日	
	○○マンション○○○号		職 種	運転手	
	TEL 000-000-0000				
事業用自動車運転者としての選任年月日				○○年 ○○月 ○○日	
変 更	職種・営業所	山形営業所			
	年 月 日	令和○○年○月○日		○○年 ○○月 撮影	
	理 由	人事異動		血液型 A 型	
運 転 免 許 証 関 係	免許証番号	○○○○ ○○○○ ○○○○	取 得 年月日	○○年 ○○月 ○○日	
	種 類	大・中・普通・大特・けん引・大2・普2・大特2・けん引2	条 件	眼鏡等	
	有効期限	年 月 日まで	番 号	年 月 日まで	番 号
		○○ . ○○ . ○○	○○○○ ○○○○ ○○○○	.	.
		.	.	.	.
		.	.	.	.
履 歴 ・ 運 転 経 験	年 月 日	最終学歴・前・前々勤務先		備考	
	○○ . ○○ . ○○	○○○○○○○○○○			
	○○ . ○○ . ○○	△△ロジスティクス(株)宮城営業所			
	.	.			
	.	.			
	.	.			
	自動車の種類	定員又は積載量	経 験 年 月	経 験 した 事 業 所 の 名 称	
	乗用・バス・貨物	人 4t	○○ 年 ○ヶ月	△△ロジスティクス(株)宮城営業所	
乗用・バス・貨物	人 t	年 ヶ月			
資 格	年 月 日	名称等	年 月 日	名称等	
	○○年○月○日	フォークリフト運転資格	.	.	
	.	.	.	.	
賞 罰 関 係	○○年○月○日	優良運転者	.	.	
	.	.	.	.	
	.	.	.	.	
健康診断の受診状況	報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票か51条4に基づく健康診断結果の写しを添付することで足りる。				
	R○年○月○日 ○○病院で雇入れ時健診(異常なし)				

◎ 事業者ごと(2以上の営業所の場合は営業所ごと)に重複することなく一連の番号ごと、転任・退職等により運転者でなくなった者の番号は永久欠番とし、この台帳は3年間保存すること。

適 性 診 断	受診対象の種類	実施年月日	実施機関名	診断結果の所見摘要		
	初任診断	〇年〇月〇日	事故対仙台主管支所	判断や動作のタイミングが早い。		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
(注)受診対象の種類は、一般診断、特別診断、初任診断、適齢診断(65歳以上)、特定診断。						
自動車事故歴 (事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。 第1・第2当事者のみ判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。)						
発生年月日		登録番号	事故の種類	有責・無責の別	事故記録簿No	概要・処置等
〇〇年〇月〇日		宮城〇〇〇〇	追突	有・双・無	〇〇〇	信号待ちの車に脇見運転で追突
年 月 日				有・双・無		
年 月 日				有・双・無		
年 月 日				有・双・無		
年 月 日				有・双・無		
違 反 歴	〇年 〇月 〇日	内容等 シートベルト			年 月 日	内容等
	年 月 日	内容等			年 月 日	内容等
	年 月 日	内容等			年 月 日	内容等
	年 月 日	内容等			年 月 日	内容等
	年 月 日	内容等			年 月 日	内容等
特別教育の実施状況(初任、高齢、特別)いずれかに○を付ける。						
〇〇年〇〇月〇〇日		内容等				初任・高齢・特別
年 月 日		内容等				初任・高齢・特別
年 月 日		内容等				初任・高齢・特別
年 月 日		内容等				初任・高齢・特別
年 月 日		内容等				初任・高齢・特別
保 険 関 係	種 類	加 入 年 月 日			保険の記号・番号	
	健康保険	〇〇年〇〇月〇〇日			〇〇〇〇〇〇〇〇	
	厚生年金保険	〇〇年〇〇月〇〇日			〇〇〇〇〇〇〇〇	
	雇用保険	〇〇年〇〇月〇〇日			〇〇〇〇〇〇〇〇	
	労災保険	〇〇年〇〇月〇〇日				
家 族 状 況	氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄
	宮城〇〇子	〇年〇月〇日	妻			
	宮城〇〇	〇年〇月〇日	長女			
	宮城〇弘	〇年〇月〇日	長男			
住居状況	通勤所要時間 時間 分			住居の 種 類	自宅・借家・間借・下宿	
	家族などへの連絡方法 TEL.				アパート・マンション・寮	
退 職 ・ 死 亡	事業用自動車の運転者でなくなった			年 月 日 理由		
	事由(解雇の場合はその理由)					
年 月 日						

初任、高齢、特別の各適性診断実施の都度、必ず記入する。

退職などで解任した場合は、解任年月日とその理由を記入し、解任後3年間は保存しておく。

7 事業報告書、事業実績報告書について

	提出先	報告書の種類	時 期
1 一般貨物自動車運送事業者 (次号に掲げる者を除く。)	運輸局長 所轄地方	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
2 特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100km以上のものに限る。)を行う一般貨物自動車運送事業者	国土交通大臣	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
3 特定貨物自動車運送事業者	運輸局長 所轄地方	前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

※提出部数各4部です。(実際には3部提出し、1部は受領印を押して返却してくれます。)

※提出先は、報告書の宛先に記入する提出先のことであり、実際の提出は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長を経由することができます。

※特定貨物自動車運送事業者の事業報告書は、提出不要です。

(1) 事業報告書

事業報告書は、次の①～⑤まの報告書類で構成されます。

- ① 事業概況報告書(第1号様式)
- ② 貸借対照表(※)
- ③ 損益計算書(※)
- ④ 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)
- ⑤ 一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)

※貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目についての定めはなく、一般に公平妥当であると認められる会計の原則に伴う限り、事業者において任意に作成することとされています。

(2) 事業実績報告書

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)となります。

根拠法令



貨物自動車運送事業報告規則第2条

●記入例

第1号様式（第2条関係）

事業者番号

事業概況報告書

〇〇年 〇月 〇〇日から 〇〇年 〇月 〇〇日まで

運輸局長 殿

住所 〇〇区 〇丁目 〇〇番 〇〇号
 事業所名 〇〇運輸株式会社
 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

経営規模

資本金の額又は出資の総額	10,000千円	発行済株式総数	200株
--------------	----------	---------	------

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)
山本 太郎	60
鈴木 一郎	10
山田 三雄	10
佐藤 次夫	10
中村 花子	10

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役(理事)等	代表取締役	山本 太郎	常
	取締役	鈴木 一郎	常
	同	山田 三雄	常
会計参与	監査役	松田 四郎	非
監査役(監事)等			

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般貨物自動車運送事業	38	95
貨物利用運送事業	2	5
合計	40	100%

備考

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 } あて
沖縄総合事務局運輸部長

国自貨第88号
平成15年2月14日

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領」について別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について」(平成3年5月1日貨経第17号、貨陸第53号)は平成15年3月31日限りで廃止する。

事業概況報告書(第1号様式)

- ①年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ②経営規模、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあつては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつては出資の総額を記載する。
- ④発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥役員の欄は、取締役(理事)及び監査役(監事)等の役職名(代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。)、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。
- ⑧従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨営業収入(売上高)構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

(注)適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)」は「商法施行規則(平成14年法務省令第22号)」になりました。

第2号様式 (第2条関係)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

(単位:千円)

営業収益	運送収入	貨物運賃		
		その他		
		計		
	運送雑収入			
	合	計		
営業費用	運送費	人件費		注1 ()
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			その他	
			計	
		修繕費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		減価償却費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		保険料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
	施設賦課税			
	事故賠償費			
	道路使用料			
	フェリーボート利用料			
	その他	注2 ()		
	計			
	一般管理費	人件費		
		その他		
		計		
	合	計		
	営業損益			
	営業外収益	金融収益		
その他				
計				
営業外費用	金融費用			
	その他			
	計			
営業外損益				
経常損益				

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 備車費、下請費他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて収入の額を記入する。

●この項は、事業の決算書の損益計算書に基づいて数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)の取扱要領

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」(平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号=143頁参照)により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

営業収益の部

- ア. 運送収入……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

営業費用の部

- ア. 運送費……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領」(144頁)を参照
- ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産(運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。)の修繕に係る費用
- ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料

- ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、(土)に該当するものを除く。
- ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」（平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号）によることとなっているので注意を要する。
- ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
- ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
- ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
- ⑪ フェリーボート利用料……………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
- ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
- イ. 一般管理費……………本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用
 - ① 人件費……………役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
 - ② その他……………管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに宣伝広告費等

営業外収益の部

- 営業外収益……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
 - ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
 - ② その他……………流動資産売却益(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益)、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

営業外費用の部

- 営業外費用……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
 - ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
 - ② その他……………流動資産売却損(貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損)、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収 益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費 用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人 件 費 従業員の実働人日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃 料 油 脂 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）

ハ 修 繕 費
事業用自動車 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減 価 償 却 費
事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保 険 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ 施 設 使 用 料 実在延日車数の比率

ト 自動車リース料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施 設 賦 課 税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

リ 事 故 賠 償 費 当該事業に係る実額

ヌ 道 路 使 用 料 当該事業に係る実額

ル フェリー・ボート利用料 当該事業に係る実額

ヲ そ の 他 輸送トン数（作業トン数）の比率

(2) 一般管理費 運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金 融 費 用 |営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率|
×二分之一

ロ そ の 他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

III. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分之一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとの配分

イ 車 両
事業用自動車 当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 実働延日車数の比率

ロ 建 物
営業所等現業関係の建物 輸送トン数（作業トン数）の比率

そ の 他 従業員の比率

ハ 構 築 物 輸送トン数（作業トン数）の比率

ニ 機 械 装 置 輸送トン数（作業トン数）の比率

ホ 工具・器具・備品 輸送トン数（作業トン数）の比率

ヘ 土 地 輸送トン数（作業トン数）の比率

ト 建設仮勘定 前記各号に準ずる。

（注1）

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

（注2）

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を経営している事業者が、商品土地・建物に係る借入金利を金融費用として計上している場合の当該借入金利の金額

2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業のものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用……|（期首投融資額+期末投融資額）×二分之一|
×実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

一般貨物自動車運送事業 人件費明細表

●記入例

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

●この欄は運転者の給与等のみ。

●この欄は助手・荷扱者等、運転者以外のもの。

●この欄は役員・事務員・職員について記入する。

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

事業者番号

（単位：千円）

区 分	運 送	費		一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
（ 小 計 ）					
（支給延人員）（人月）					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
（雇用延人員）（人日）					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考 1. （支給延人員）欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員（人月）を記載すること。
2. （雇用延人員）欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員（人日）を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて該当する数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送費関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。なお、他の事業を兼業している場合の一般管理費に属する各項目については、前出の「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員……………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇用支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

財務諸表
損益計算書

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

財 務 諸 表
損 益 計 算 書

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

事業 者 名 _____

科 目			収 益	費 用	損 益	
経 常 損 益	営 業 損 益	一般貨物自動車運送事業	特 別 積 合 せ	千円	千円	千円
			そ の 他			
		その他事業	利 用 運 送 事 業			
			事 業			
			事 業			
			そ の 他 事 業			
		計				
	営 業 外 損 益	金 融 損 益				
		流 動 資 産 等 売 却 損 益				
		そ の 他 損 益				
		計				
	合 計					
	特 別 損 益	固 定 資 産 売 却 損 益				
		前 期 損 益 修 正 損 益				
補 助 金 に 係 る 損 益						
そ の 他 特 別 損 益						
合 計						
税引前当期利益（税引前当期損失）					千円	
法 人 税 等						
法 人 税 等 調 整 額						
当 期 利 益（当 期 損 失）						

貸借対照表

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

貸借対照表

平成 年 月 日現在
資 産 の 部

事業者名

科 目	款	項	目
(款) 流 動 資 産	千円	千円	千円
(項) 現 金 預 金			
受 取 手 形			
未 収 運 賃			
未 収 入 金			
未 収 消 費 税			
未 収 収 益			
短 期 貸 付 金			
立 替 金			
有 価 証 券			
貯 蔵 品			
前 払 金			
前 払 費 用			
繰 延 税 金 資 産			
親 会 社 株 式			
その他流動資産			
(款) 固 定 資 産			
(項) 有 形 固 定 資 産			
(目) 車 両			
建 物			
構 築 物			
機 械 装 置			
工 具 器 具 備 品			
土 地			
建設仮勘定			
無 形 固 定 資 産			
営 業 権			
投 資 等			
長 期 性 預 金			
長 期 貸 付 金			
子 会 社 株 式			
投 資 有 価 証 券			
子 会 社 出 資 金			
そ の 他 出 資 金			
長 期 前 払 費 用			
長 期 繰 延 税 金 資 産			
破 産 債 権 等			
(款) 繰 延 資 産			
(項) 創 業 費			
開 業 費			
新 株 発 行 費			
資 産 の 部 合 計			

貸借対照表

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

負 債 の 部

科 目	款	項	目
(款) 流 動 負 債	千円	千円	千円
(項) 支 払 手 形			
未 払 金			
未 払 消 費 税			
未 払 費 用			
納 税 充 当 金			
繰 延 税 金 負 債			
短 期 償 還 社 債			
短 期 借 入 金			
預 り 連 絡 運 賃			
預 り 金			
前 受 金			
前 受 収 益			
賞 与 引 当 金			
その他流動負債			
(款) 固 定 負 債			
(項) 長 期 支 払 手 形			
社 債			
長 期 借 入 金			
財 団 抵 当 借 入 金			
長 期 繰 延 税 金 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			
役 員 退 職 慰 労 引 当 金			
その他固定負債			
負 債 の 部 合 計			

純 資 産 の 部

科 目	款	項	目
(款) 資 本 金	千円	千円	千円
(項) 資 本 金			
(款) 資 本 剰 余 金			
(項) 資 本 準 備 金			
その他資本剰余金			
(目) 自己株式処分差益			
(款) 利 益 剰 余 金			
(項) 利 益 準 備 金			
積立金			
当 期 未 処 分 利 益			
(うち当期利益)		()	
(款) 土 地 再 評 価 差 額 金			
(款) 評 価 差 額 金			
(項) その他有価証券			
評 価 差 額 金			
(款) 自 己 株 式			
純 資 産 の 部 合 計			
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			

重要な会計方針

●(注記欄)

(注記欄)

重要な会計方針		有形固定資産の償却は定率法を採用している。				
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額		変更事項		増減額		千円
貸倒引当金		短期	〇〇〇〇千円	長期	千円	
減価償却累計額		〇〇〇〇〇〇〇千円				
子会社に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円	
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円	
支配株主に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円	
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円	
重要な流動資産で取得価格又は制作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したものの						
重要な株式（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの						
重要な社債（市場価格のあるもの）で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの						
固定資産の償却年数及び残存価額の変更						
担保に供されている資産		土地(330㎡)				
取締役・監査役に対する金銭債権、金銭債務		金銭債権	千円	金銭債務	千円	
保証債務、手形遡求義務、損害賠償義務等の債務		保証債務 10,000千円				
1株当たりの当期利益又は当期損失		当期利益	〇〇〇円	当期損失	円	
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額						
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額						
重要な固定資産でリースにより使用するもの						

その他の注記事項

	〇〇運輸(株)の株式は時価が著しく下っている。 なお、計上価格は取得価格
--	---

■貸借対照表の記載要領

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合及び評価・換算差額等の項目等に記載される金額が負の値となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 貸借対照表に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。
4. 固定資産は、減価償却累計額を控除した残額を記載すること。なお、有形固定資産の減価償却累計額は、その累計額を注記表の記載要領に従い、記載すること。
5. 特定の科目に関する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その関連が明らかになるようにすること。
6. 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他その設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。また、各資産の区分に応じ、一括して表示することを妨げない。なお、各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
7. 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。
8. 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額についても同様とする。

注記表

1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている会社については、本様式によらず、会社法第 129 条に定める原則的な注記表の添付が望ましい。
2. 注記表のうち、非公開会社（発行する株式の全てについて、定款において、株式の譲渡に株式会社の承認を要する旨を定めている会社）については、②及び⑤以外の注記については省略することが可能である。
3. 『①重要な会計方針に係る事項に関する注記』には、計算書類の作成のために採用している会社処理の原則及び手続並びに表示方法を記載する。ただし、重要性が乏しいもの及びその採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。
4. 『②会計方針又は記載の方法の変更の内容・理由及びその増減額』について、その変更による影響が軽微であるときは、その記載を省略することができる。
5. 『③貸借対照表に関する注記』については次の例による。
 - ・資産が担保に供されているときは、資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額を記載すること。
 - ・貸倒引当金を直接控除方式によった場合は、その金額を記載すること。
 - ・各固定資産の資産別の減価償却累計額（一括項目として注記することが適当な場合にあっては、各資産について一括した減価償却累計額）を記載すること。
 - ・保証債務、手形遡及義務、損害賠償義務等の債務は、その内容及び金額を記載すること。ただし、負債の部に計上したものについてはこの限りではない。
 - ・関係会社（親会社、子会社、関連会社、報告会社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期ごとに一括して記載すること。
 - ・取締役等（取締役、監査役、理事等）に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期に一括して記載すること。
6. 『④損益計算書に関する注記』には、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
7. 『⑤株主資本等変動計算書に関する注記』については次の例による。
 - ・発行済株式数及び自己株式数について、種類株式を発行している会社については、種類ごとの株数を記載すること。
 - ・配当に関する事項には、それぞれ配当金の総額等を記載すること。
8. 『⑥税効果会計に関する注記』には、繰延税金資産、繰延税金負債それぞれの発生の主な原因を記載すること。
9. 『⑦リース使用固定資産に関する注記』には、ファイナンス・リース取引のうち、売買処理を行っていないものを対象として記載すること。
10. 『⑧関連当事者との取引に関する事項』には、関連当事者の名称、議決権割合、取引の内容及び金額等、会社計算規則第 140 条に定める事項を記載すること。
11. 『⑨1 株当たり情報に関する注記』には、1 株当たりの純資産額及び当期純利益金額を記載するものとし、債務超過又は当期純損失金額となる場合は、△印を付すこと。
12. 『その他の注記事項』には、重要な後発事象に関する事項、会社法以外の特別法により計上求められる準備金又は引当金に関する事項、その他会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

その他

1. 業報告書は、毎事業年度の経過後百日内に提出すること。
2. 消費税等の実施に伴う事業報告書作成上の留意点は次の通り。
 - ・財務諸表は税抜方式により作成すること。
 - ・注記表の『その他の注記事項』の欄に、消費税等の会計処理は税抜方式により行っていること及び資産に係る控除対象外消費税等の処理方法について記載すること。
 - ・事業年度における仮受消費税等と仮払消費税等については、相殺を行い、相殺後の金額を未払消費税等又は未収還付消費税等の科目で貸借対照表に計上すること。
 - ・簡易課税制度を選択している事業者等において、上記相殺後の金額と実際の納付額との間に差異が発生した場合、当該差異は営業外損益のその他損益の欄に含めて記載すること。

貨物自動車運送事業 実績報告書

●記入例

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住所 〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業概況(平成〇〇年3月31日現在)

事業用自動車	32 両	従業員数	40 人	運転者数	35 人
--------	------	------	------	------	------

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	0000	000000

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	5	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	2
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

- 備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
 3 事業内容については、主なものを三項目以内を○で囲むこと。
 4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。
 5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。
 6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

■貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)の取扱要領

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

- ① 区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものをすべて○で囲むこと。
- ② 事業用自動車の数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
- ③ 従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員数（役員は含まない。）を記載する。
- ④ 事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
- ⑤ 延実在車両数の欄は、事業用自動車数が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間に於いて在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車1両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
- ⑥ 延実働車両数の欄は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため、1日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も1日車と算定することとなる。
- ⑦ 走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。
- ⑧ 実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離（時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあっては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。）であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
- ⑨ 輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。
- ⑩ 営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
- ⑪ 事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

その他

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)中の輸送トン数については、荷主(荷主を運送事業者とする場合を含む。)から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み換え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。また、霊きゅう自動車による運送を行う場合は、「トン」とあるのは「体」とした上で作成すること。